

事務連絡
令和2年3月31日
令和2年8月19日
令和2年11月19日
一部改正 令和3年2月12日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長
(公印省略)

新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置について

一般乗用旅客自動車運送事業については、道路運送法第16条第1項の規定により、「天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない」とこととされている。一方、今般の新型コロナウイルスによる需要の急減に伴う事業への深刻な影響により、非稼働となる車両の不必要的維持コストを抑制するとともに、需要が回復した際に迅速に輸送供給力を回復できるような柔軟な運用が求められており、一部の地方運輸局において「やむを得ない事由」に該当するものとして、事業計画の変更を要しない休車の特例措置（以下「臨時休車」という。）を講じているところである。

こうした取り扱いに加えて、更なる特例措置の拡充要望もあることから、各地域のニーズに応じて、下記のとおり取扱われたい。

なお、本取り扱いについては、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

- 一、 現在、地方運輸局で実施している臨時休車について、まだ臨時休車を講じていない地方運輸局においては、地域のニーズや要望等を踏まえ、積極的な対応を検討されたい。
- 二、 対象とする休車車両については、地域のニーズや要望等を踏まえ、各地方運輸局が必要性を判断して道路運送車両法に規定する一時抹消登録等を認めることとし、その場合、事業者は、あらかじめ、管轄する運輸支局に登録番号等を記載した休車リストの提出等の方法により報告することとする。
- 三、 臨時休車は、営業所のすべての車両を対象とすることは認めないこととする。
- 四、 臨時休車は、令和3年6月30日を超えない範囲で各地方運輸局において設定する。なお、今後の新型コロナウイルスの影響状況を踏まえて必要に応じ、隨時取り扱いの見直しを行うものとする。
- 五、 二、により一時抹消登録等を実施した場合、事業者は、期間終了後3ヶ月以内に登録を行わない場合は、減車したものとみなして道路運送法を適用する。
- 六、 臨時休車による対象車両は、輸送実績における実在車両数から除くものとする。

